

○ 平成十年 金融監督庁 告示第十二号 (信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件)  
 大蔵省

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)</p> <p>第三条 規則第四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>四～六 (略)</p> | <p>(銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)</p> <p>第三条 規則第四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)第二条に規定する登録機関の行う業務</p> <p>五～七 (略)</p> |